

■ 図表2-22 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成22年12月3日成立、同12月10日公布)

① 趣旨	公布日施行
<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記</li> </ul>	
② 利用者負担の見直し	平成24年4月1日までの政令で定める日(平成24年4月1日)から施行
<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者負担について、応能負担を原則に</li> <li>障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減</li> </ul>	
③ 障害者の範囲の見直し	公布日施行
<ul style="list-style-type: none"> <li>発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化</li> </ul>	
④ 相談支援の充実	平成24年4月1日施行
<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援体制の強化 <small>〔市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化〕</small></li> <li>支給決定プロセスの見直し(サービス等利用計画案を勧案)、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大</li> </ul>	
⑤ 障害児支援の強化	平成24年4月1日施行
<ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実(障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行)</li> <li>放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設</li> <li>在園期間の延長措置の見直し <small>〔18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。〕</small></li> </ul>	
⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実	平成24年4月1日までの政令で定める日(平成23年10月1日)から施行
<ul style="list-style-type: none"> <li>グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設</li> <li>重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(同行援護。個別給付化)</li> </ul>	
<small>(その他) (1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業化、(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討</small>	
<small>(1)(3)(6)：公布日施行 (2)(4)(5)：平成24年4月1日までの政令で定める日(平成24年4月1日)から施行</small>	

「障害者自立支援法」施行前の障害福祉制度では、身体障害、知的障害、精神障害といった障害の種類ごとに縦割りにサービスが提供されていた。そのため、施設・事業体系が分かりにくく、使いにくいといった指摘があった。また、精神障害のある人は支援費制度の対象となっていなかった。

「障害者自立支援法」の施行により、障害の種類によって異なる各種福祉サービスを一元化し、これによって、障害の種類を超えた共通の場で、それぞれの障害特性などを踏まえたサービスを提供することができるようになり、比較的小規模な市町村においても、サービスを提供しやすい仕組みとした。

また、平成25年度の「障害者総合支援法」の施行により、障害福祉サービス等の対象となる障害者の範囲に難病患者等が含まれることとなった。制度の対象となる対象疾患については、当面の措置として、難病患者等居宅

生活支援事業の対象となっていた疾患を対象としており、今後、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会における医療費助成の対象範囲に係る検討等を踏まえて、見直しを行うこととしている。

## ② 市町村による一元的な実施

障害のある人へのサービスは、生活に密着したサービスであることから、サービスの実施主体については、都道府県から、住民に一番身近な自治体である市町村へと段階的に移されてきたが、「障害者自立支援法」施行前は、精神障害に係る一部のサービスなどの実施主体については、都道府県となっていた。

「障害者自立支援法」施行後は、市町村に実施主体を一元化し、都道府県はこれをバックアップする仕組みに改め、より利用者により身近な市町村が責任を持って、障害のある人たちにサービスを提供できるようになっている。